

第 10 期滋賀県分別収集促進計画

(令和 5 年度～令和 9 年度)

令和 4 年 8 月

令和 5 年 3 月 (変更)

滋 賀 県

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本方針	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	市町村分別収集計画策定状況	2
6	容器包装廃棄物の排出見込み量	4
7	再商品化義務のある容器包装廃棄物の収集見込み量	5
8	有償または無償で譲渡される容器包装廃棄物の収集見込み量	6
9	分別収集の促進に関する事項	7
表 1	市町村分別収集計画策定市町・一部事務組合	9
表 2	容器包装廃棄物の排出見込み量	10
表 3	無色ガラス製容器収集見込み量	11
表 4	茶色ガラス製容器収集見込み量	12
表 5	その他ガラス製容器収集見込み量	13
表 6	その他紙製容器包装収集見込み量	14
表 7	ペットボトル収集見込み量	15
表 8	その他プラ製容器包装収集見込み量	16
表 9	その他プラ製容器包装のうち白色トレイ収集見込み量	17
表 10	スチール製容器包装収集見込み量	18
表 11	アルミ製容器包装収集見込み量	19
表 12	段ボール収集見込み量	20
表 13	紙パック収集見込み量	21

第 10 期 滋賀県分別収集促進計画

1 計画策定の意義

経済発展の結果として形成された「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会は、私たちに大きな恩恵をもたらしましたが、それと同時に資源の枯渇や大量に発生する廃棄物の廃棄場所の確保といった問題を引き起こしています。

これらの問題を解決するためには、廃棄物の発生量を減らすとともに、これまで廃棄物としていたものを資源ととらえ、物質循環の流れを構築する必要があります。

こうしたことから、国では平成 13 年に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、循環型社会の実現に向けた基本的枠組みが示されるとともに、各種リサイクル法が順次施行され、その取組が進められてきました。

本県では、令和 3 年に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、令和 7 年度には 1 人 1 日当たりごみ排出量を 804g に、1 人 1 日当たり最終処分量を 82g にするという数値目標を立て、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を目指して取組を進めています。令和 2 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 822g となっており、数値目標の達成に向けた更なる廃棄物の減量および資源化の推進が求められています。また、令和 2 年度の 1 人 1 日当たり最終処分量は 81g であり、目標値に到達しているものの、さらに低減に向けた取組を進めていく必要があります。

各種リサイクル法の一つである「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」は、平成 12 年から完全施行され、容器包装廃棄物の再商品化を義務づけるとともに、市町村による分別収集を規定しています。

また令和 4 年 4 月に施行された、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市町村はプラスチック製容器包装のみならず製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集および分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されるなど、プラスチックに係る資源循環に向けた大きな方向性が示されたところです。

本計画は、このような現状を踏まえ、容器包装リサイクル法第 9 条に基づき、県内市町の分別収集計画を集約するとともに、県民、事業者および行政がそれぞれの役割のもと、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化に努め、廃棄物の減量および資源化を推進することを目的として県の分別収集促進計画を策定するものです。

2 基本方針

本計画は、次の方針を基本として、分別収集および再商品化の促進に寄与するものとします。

- (1)容器包装廃棄物の減量を進めるため、第一に廃棄物の発生抑制を進めることとし、発生した廃棄物は分別収集および再商品化の徹底により、資源化を図ります。
- (2)住民、事業者および行政がそれぞれの役割のもと、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用および再生利用の取組を推進します。
- (3)取組の推進には、各主体相互間の協力や情報の共有が不可欠であるため、積極的な交流および情報の見える化を推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画では、市町が容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施する容器包装廃棄物を対象とし、その区分は次のとおりとします。

- (1)主としてガラス製であって、無色のもの（無色ガラス製容器）
- (2)主としてガラス製であって、茶色のもの（茶色ガラス製容器）
- (3)主としてガラス製であって、無色又は茶色以外のもの（その他ガラス製容器）
- (4)主として紙製の容器包装で、紙パックおよび段ボール以外のもの（その他紙製容器包装）
- (5)主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装に係るもの（ペットボトル）
- (6)主としてプラスチック製の容器包装であって、ペットボトル以外の物（その他プラスチック製容器包装）およびこのうち白色の発泡スチロール製の食品トレイ（白色トレイ）
- (7)主として鋼製の容器包装に係るもの（スチール製容器）
- (8)主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの（アルミ製容器）
- (9)主として段ボール製の容器包装に係るもの（段ボール）
- (10)主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（紙パック）

5 市町村分別収集計画策定状況

第10期市町村分別収集計画は県内の全市町において策定されており、そのうち2市が一部事務組合において策定しています。

※ 表1 市町村分別収集計画策定市町・一部事務組合

なお、区分ごとの分別収集予定市町は次のとおりです。

年度別の取組市町数の推移と取組市町数の割合(%)

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
無色ガラス製容器	19 19 (100%)	→	→	→	→
茶色ガラス製容器	19 19 (100%)	→	→	→	→
その他ガラス製容器	19 19 (100%)	→	→	→	→
その他紙製容器包装	3 19 (16%)	→	→	→	→
ペットボトル	19 19 (100%)	→	→	→	→
その他プラ製容器包装	16 19 (84%)	→	→	→	→
うち白色トレイ	11 19 (58%)	→	→	→	→
スチール製容器	19 19 (100%)	→	→	→	→
アルミ製容器	19 19 (100%)	→	→	→	→
段ボール	18 19 (95%)	→	→	→	→
紙パック	15 19 (79%)	→	→	→	→

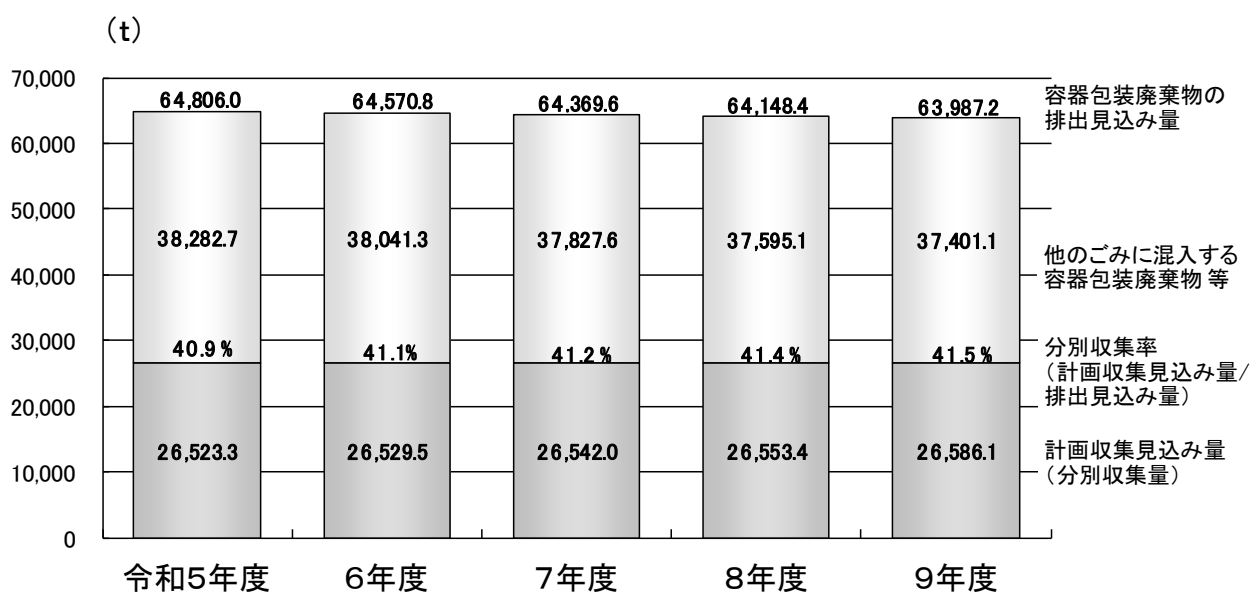
※ 全市町数は19市町(市町数は令和4年(2022年)4月1日現在)

6 容器包装廃棄物の排出見込み量

容器包装リサイクル法第9条第2項第1号に規定する、容器包装廃棄物の市町別の排出見込み量を合算して得られる量および計画収集見込み量を合算して得られる量の年度別推移は次のとおりです。

(単位: t)

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物の 排出見込み量	64,806.0	64,570.8	64,369.6	64,148.4	63,987.2
計画収集見込み量	26,523.3	26,529.5	26,542.0	26,553.4	26,586.1



なお、各年度における市町別の排出見込み量は表2のとおりです。

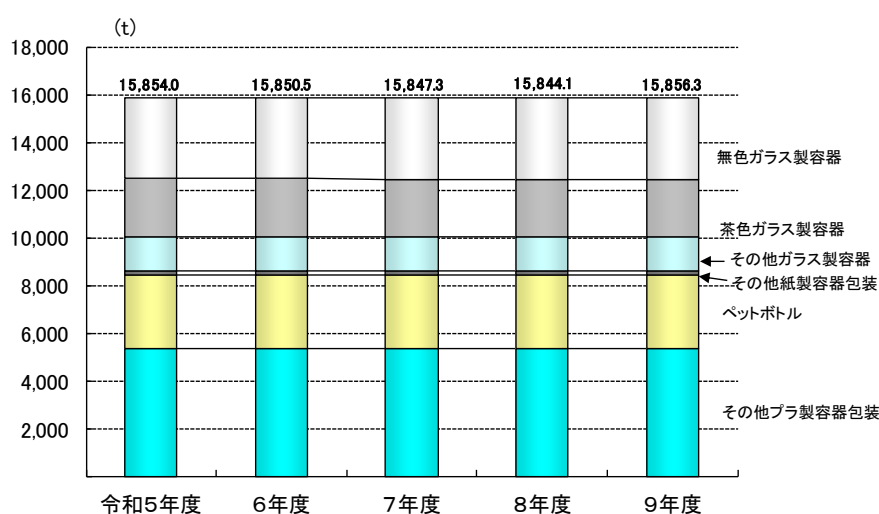
※ 表2 容器包装廃棄物の排出見込み量

7 再商品化義務のある容器包装廃棄物の収集見込み量

容器包装リサイクル法第9条第2項第2号に規定する、分別基準適合物（再商品化義務のある容器包装廃棄物）の市町別収集見込み量を合算して得られる量の年度別推移は次のとおりです。

(単位: t)

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
無色ガラス製容器	3,391.6	3,392.6	3,393.3	3,394.5	3,399.6
茶色ガラス製容器	2,414.3	2,413.0	2,414.1	2,415.5	2,417.1
その他ガラス製容器	1,438.1	1,439.2	1,435.8	1,438.8	1,439.9
その他紙製容器包装	175.2	178.1	181.0	184.0	187.1
ペットボトル	3,070.4	3,071.9	3,073.0	3,068.1	3,074.3
その他プラ製容器包装	5,364.5	5,355.6	5,350.2	5,343.3	5,338.4
うち白色トレイ	52.8	53.2	52.5	52.9	53.3
合計	15,854.0	15,850.5	15,847.3	15,844.1	15,856.3



なお、各年度における市町別の当該収集見込み量は表3から表9のとおりです。

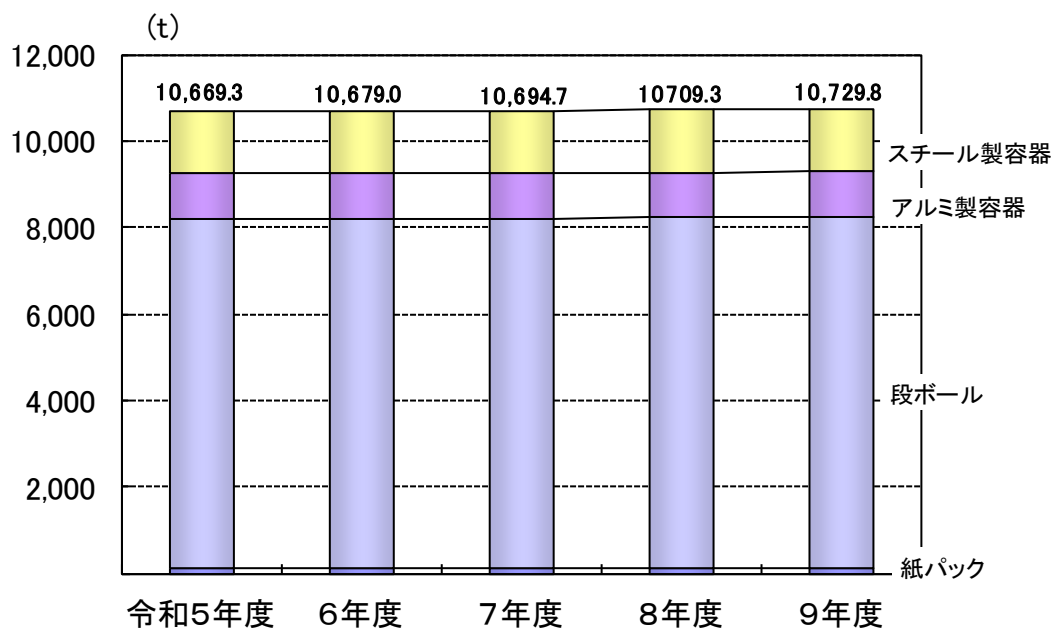
- ※ 表3 無色ガラス製容器収集見込み量
- ※ 表4 茶色ガラス製容器収集見込み量
- ※ 表5 その他ガラス製容器収集見込み量
- ※ 表6 その他紙製容器包装収集見込み量
- ※ 表7 ペットボトル収集見込み量
- ※ 表8 その他プラ製容器包装収集見込み量
- ※ 表9 その他プラ製容器包装のうち白色トレイ収集見込み量

8 有償または無償で譲渡される容器包装廃棄物の収集見込み量

容器包装リサイクル法第9条第2項第3号に規定する、第2条第6項に規定する主務省令で定める物（有償または無償で譲渡される容器包装廃棄物）の市町別収集見込み量を合算して得られる量の年度別推移は次のとおりです。

（単位：t）

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	1,435.0	1,437.2	1,440.0	1,443.9	1,445.6
アルミ製容器	1,040.2	1,041.1	1,041.0	1,041.8	1,043.4
段ボール	8,057.0	8,063.4	8,076.1	8,085.7	8,103.6
紙パック	137.1	137.3	137.7	137.9	137.2
合計	10,669.3	10,679.0	10,694.7	10,709.3	10,729.8



なお、各年度における市町別の当該収集見込み量は表10から表13のとおりです。

- ※ 表10 スチール製容器収集見込み量
- ※ 表11 アルミ製容器収集見込み量
- ※ 表12 段ボール収集見込み量
- ※ 表13 紙パック収集見込み量

9 分別収集の促進に関する事項

容器包装リサイクル法第9条第2項第4号に規定する、分別収集の促進の意義に関する知識の普及、県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進およびその他の分別収集の促進に関する事項は次のとおりとします。

(1)分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項

分別収集や再商品化を促進するためには、住民、事業者の理解と協力が必要です。このため、容器包装リサイクル法の趣旨、分別収集の意義、その他発生抑制の意義等について、住民、事業者への啓発、知識の普及を図ります。

また、市町の分別収集情報を広く住民、事業者に公開すること等により、分別収集や再商品化の一層の促進を図ります。

具体的な関連事業

- ・「滋賀県の廃棄物」の作成
- ・「ごみ減量・資源化情報」サイト等による啓発、知識の普及
- ・滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会との連携
- ・一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークの活動支援

(2)県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項

市町は適正な分別収集を実施するため、収集施設および体制を整備するとともに、住民や事業者が実施する集団回収、拠点回収を推進する必要があります。

また、効率的な分別収集を実施する観点から、統一的な分別収集の実施や施設整備等、積極的な近隣市町との協力連携について検討する必要があります。

県は、市町における分別収集が円滑に実施されるよう県内市町の分別収集実施状況や事業者による再商品化技術や新規用途の開発状況等についての情報の収集、提供に努めるとともに、市町間の情報の交換、連携を促進するため、市町等職員を対象にした研修会を開催するよう努めます。

具体的な関連事業

- ・月例市町等分別等状況調査の実施
- ・「滋賀県の廃棄物」の作成
- ・「ごみ減量・資源化情報」サイト等による啓発、知識の普及
- ・滋賀県廃棄物適正管理協議会での情報交換・研修会の実施

(3)その他分別収集の促進に関する事項

容器包装リサイクル法に基づき分別収集を行う品目を拡大する市町等には、収集のための機材や人員の確保および資源化施設等の負担増が見込まれます。このため、

県は、これらの施設設備の整備に際し、循環型社会形成推進交付金の活用の助言を行います。

また、市町は、当該市町における廃棄物の組成の変動等に的確に対応し、回収方法等について随時検討を行い、住民の協力を得るよう努めながら、容器包装廃棄物の分別収集を促進する必要があります。

県は、県内市町の分別収集の実施状況を迅速に把握し、県下の状況を市町に提供するとともに、指定法人等への分別基準適合物の引渡等について必要な助言を行います。

具体的な関連事業

- ・市町等の循環型社会形成推進交付金活用のための助言

表1 市町村分別収集計画策定市町・一部事務組合

	市町・一部事務組合	構成市町
1	大津市	—
2	彦根市	—
3	近江八幡市	—
4	草津市	—
5	守山市	—
6	栗東市	—
7	甲賀市	—
8	野洲市	—
9	湖南市	—
10	高島市	—
11	東近江市	—
12	日野町	—
13	竜王町	—
14	愛荘町	—
15	豊郷町	—
16	甲良町	—
17	多賀町	—
18	湖北広域行政事務センター	長浜市、米原市

表2 容器包装廃棄物の排出見込み量（法第9条第2項第1号）

（単位 t）

市町/組合名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1 大津市	19,048.0	18,944.0	18,886.0	18,827.0	18,821.0
2 彦根市	8,014.0	8,006.0	8,000.0	7,970.0	7,941.0
3 近江八幡市	1,328.2	1,322.9	1,317.6	1,312.3	1,307.0
4 草津市	4,080.0	4,087.0	4,093.0	4,099.0	4,105.0
5 守山市	2,947.0	2,950.0	2,952.0	2,952.0	2,953.0
6 栗東市	2,246.0	2,255.0	2,265.0	2,273.0	2,281.0
7 甲賀市	1,257.0	1,248.0	1,238.0	1,229.0	1,221.0
8 野洲市	697.0	709.0	722.0	732.0	749.0
9 湖南市	4,747.0	4,734.0	4,711.0	4,698.0	4,684.0
10 高島市	3,039.0	2,996.0	2,954.0	2,913.0	2,872.0
11 東近江市	5,041.0	5,023.0	5,005.0	4,984.0	4,964.0
12 日野町	1,316.0	1,316.0	1,316.0	1,316.0	1,316.0
13 竜王町	458.0	454.0	450.0	446.0	442.0
14 愛荘町	468.0	465.0	460.0	459.0	455.0
15 豊郷町	193.3	194.3	193.3	193.3	192.3
16 甲良町	246.0	242.6	239.2	235.9	233.6
17 多賀町	499.0	492.0	485.0	478.0	471.0
18 湖北広域行政事務センター	9,181.5	9,132.0	9,082.5	9,030.9	8,979.3
合計	64,806.0	64,570.8	64,369.6	64,148.4	63,987.2

表3 無色ガラス製容器（規則第4条第1号）

（単位 t）

	市町/組合名	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計
1	大津市	0.0	804.5	804.5	0.0	800.9	800.9	0.0	797.6	797.6	0.0	795.2	795.2	0.0	794.9	794.9
2	彦根市	0.0	300.0	300.0	0.0	301.0	301.0	0.0	301.0	301.0	0.0	301.0	301.0	0.0	300.0	300.0
3	近江八幡市	0.0	203.9	203.9	0.0	203.1	203.1	0.0	202.3	202.3	0.0	201.5	201.5	0.0	200.7	200.7
4	草津市	0.0	337.0	337.0	0.0	337.0	337.0	0.0	338.0	338.0	0.0	338.0	338.0	0.0	339.0	339.0
5	守山市	0.0	192.0	192.0	0.0	193.0	193.0	0.0	194.0	194.0	0.0	195.0	195.0	0.0	195.0	195.0
6	栗東市	0.0	155.8	155.8	0.0	156.4	156.4	0.0	157.1	157.1	0.0	157.6	157.6	0.0	158.2	158.2
7	甲賀市	0.0	215.0	215.0	0.0	213.0	213.0	0.0	212.0	212.0	0.0	210.0	210.0	0.0	209.0	209.0
8	野洲市	0.0	124.0	124.0	0.0	126.0	126.0	0.0	128.0	128.0	0.0	130.0	130.0	0.0	133.0	133.0
9	湖南市	0.0	129.0	129.0	0.0	129.0	129.0	0.0	128.0	128.0	0.0	128.0	128.0	0.0	128.0	128.0
10	高島市	0.0	147.0	147.0	0.0	145.0	145.0	0.0	144.0	144.0	0.0	142.0	142.0	0.0	140.0	140.0
11	東近江市	0.0	307.1	307.1	0.0	314.3	314.3	0.0	321.6	321.6	0.0	329.0	329.0	0.0	336.5	336.5
12	日野町	0.0	49.0	49.0	0.0	49.0	49.0	0.0	49.0	49.0	0.0	49.0	49.0	0.0	49.0	49.0
13	竜王町	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	24.0	24.0	0.0	24.0	24.0	0.0	24.0	24.0
14	愛荘町	0.0	37.0	37.0	0.0	37.0	37.0	0.0	36.0	36.0	0.0	36.0	36.0	0.0	36.0	36.0
15	豊郷町	0.0	14.0	14.0	0.0	14.0	14.0	0.0	14.0	14.0	0.0	14.0	14.0	0.0	14.0	14.0
16	甲良町	0.0	9.5	9.5	0.0	9.0	9.0	0.0	8.8	8.8	0.0	8.4	8.4	0.0	8.4	8.4
17	多賀町	0.0	10.4	10.4	0.0	10.3	10.3	0.0	10.1	10.1	0.0	10.0	10.0	0.0	9.8	9.8
18	湖北広域行政事務センター	0.0	331.4	331.4	0.0	329.6	329.6	0.0	327.8	327.8	0.0	325.9	325.9	0.0	324.1	324.1
*	長浜市	0.0	249.2	249.2	0.0	247.5	247.5	0.0	245.9	245.9	0.0	244.2	244.2	0.0	242.6	242.6
*	米原市	0.0	82.1	82.1	0.0	82.0	82.0	0.0	81.9	81.9	0.0	81.7	81.7	0.0	81.4	81.4
	合計	0.0	3,391.6	3,391.6	0.0	3,392.6	3,392.6	0.0	3,393.3	3,393.3	0.0	3,394.5	3,394.5	0.0	3,399.6	3,399.6

表4 茶色ガラス製容器（規則第4条第2号）

（単位t）

	市町/組合名	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		引渡数量	独自処理数量	合計	引渡数量	独自処理数量	合計	引渡数量	独自処理数量	合計	引渡数量	独自処理数量	合計	引渡数量	独自処理数量	合計
1	大津市	0.0	506.8	506.8	0.0	504.5	504.5	0.0	502.5	502.5	0.0	501.0	501.0	0.0	500.8	500.8
2	彦根市	0.0	231.0	231.0	0.0	231.0	231.0	0.0	232.0	232.0	0.0	231.0	231.0	0.0	231.0	231.0
3	近江八幡市	0.0	156.2	156.2	0.0	155.6	155.6	0.0	155.0	155.0	0.0	154.4	154.4	0.0	153.8	153.8
4	草津市	0.0	196.0	196.0	0.0	196.0	196.0	0.0	196.0	196.0	0.0	197.0	197.0	0.0	197.0	197.0
5	守山市	0.0	129.0	129.0	0.0	130.0	130.0	0.0	130.0	130.0	0.0	131.0	131.0	0.0	131.0	131.0
6	栗東市	0.0	97.8	97.8	0.0	98.2	98.2	0.0	98.6	98.6	0.0	99.0	99.0	0.0	99.3	99.3
7	甲賀市	0.0	172.0	172.0	0.0	171.0	171.0	0.0	169.0	169.0	0.0	168.0	168.0	0.0	167.0	167.0
8	野洲市	0.0	84.0	84.0	0.0	85.0	85.0	0.0	87.0	87.0	0.0	88.0	88.0	0.0	90.0	90.0
9	湖南市	0.0	78.0	78.0	0.0	77.0	77.0	0.0	77.0	77.0	0.0	77.0	77.0	0.0	77.0	77.0
10	高島市	0.0	116.0	116.0	0.0	114.0	114.0	0.0	113.0	113.0	0.0	112.0	112.0	0.0	110.0	110.0
11	東近江市	0.0	228.0	228.0	0.0	233.4	233.4	0.0	238.8	238.8	0.0	244.3	244.3	0.0	249.9	249.9
12	日野町	0.0	48.0	48.0	0.0	48.0	48.0	0.0	48.0	48.0	0.0	48.0	48.0	0.0	48.0	48.0
13	竜王町	0.0	21.0	21.0	0.0	21.0	21.0	0.0	21.0	21.0	0.0	21.0	21.0	0.0	21.0	21.0
14	愛荘町	0.0	29.0	29.0	0.0	29.0	29.0	0.0	29.0	29.0	0.0	29.0	29.0	0.0	29.0	29.0
15	豊郷町	0.0	14.0	14.0	0.0	14.0	14.0	0.0	14.0	14.0	0.0	14.0	14.0	0.0	13.0	13.0
16	甲良町	0.0	13.5	13.5	0.0	13.0	13.0	0.0	12.5	12.5	0.0	12.0	12.0	0.0	12.0	12.0
17	多賀町	0.0	10.2	10.2	0.0	10.1	10.1	0.0	10.0	10.0	0.0	9.8	9.8	0.0	9.9	9.9
18	湖北広域行政事務センター	0.0	283.7	283.7	0.0	282.2	282.2	0.0	280.7	280.7	0.0	279.0	279.0	0.0	277.4	277.4
*	長浜市	0.0	214.0	214.0	0.0	212.6	212.6	0.0	211.1	211.1	0.0	209.8	209.8	0.0	208.4	208.4
*	米原市	0.0	69.7	69.7	0.0	69.6	69.6	0.0	69.5	69.5	0.0	69.3	69.3	0.0	69.1	69.1
	合計	0.0	2,414.3	2,414.3	0.0	2,413.0	2,413.0	0.0	2,414.1	2,414.1	0.0	2,415.5	2,415.5	0.0	2,417.1	2,417.1

表5 その他ガラス製容器（規則第4条第3号）

（単位 t）

	市町/組合名	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		引渡数量	独自処理数量	合計	引渡数量	独自処理数量	合計	引渡数量	独自処理数量	合計	引渡数量	独自処理数量	合計	引渡数量	独自処理数量	合計
1	大津市	373.6	0.0	373.6	371.6	0.0	371.6	370.5	0.0	370.5	369.3	0.0	369.3	369.2	0.0	369.2
2	彦根市	158.0	0.0	158.0	158.0	0.0	158.0	158.0	0.0	158.0	158.0	0.0	158.0	158.0	0.0	158.0
3	近江八幡市	73.7	0.0	73.7	73.4	0.0	73.4	73.1	0.0	73.1	72.8	0.0	72.8	72.5	0.0	72.5
4	草津市	162.0	0.0	162.0	162.0	0.0	162.0	162.0	0.0	162.0	163.0	0.0	163.0	163.0	0.0	163.0
5	守山市	89.0	0.0	89.0	90.0	0.0	90.0	90.0	0.0	90.0	90.0	0.0	90.0	91.0	0.0	91.0
6	栗東市	0.0	62.5	62.5	0.0	62.8	62.8	0.0	63.0	63.0	0.0	63.3	0.0	63.5	0.0	63.5
7	甲賀市	0.0	76.0	76.0	0.0	76.0	76.0	0.0	75.0	75.0	0.0	75.0	0.0	74.0	0.0	74.0
8	野洲市	0.0	47.0	47.0	0.0	48.0	48.0	0.0	48.0	48.0	0.0	49.0	0.0	49.0	0.0	49.0
9	湖南市	0.0	38.0	38.0	0.0	38.0	38.0	0.0	37.0	37.0	0.0	37.0	0.0	37.0	0.0	37.0
10	高島市	65.0	0.0	65.0	64.0	0.0	64.0	63.0	0.0	63.0	63.0	0.0	63.0	62.0	0.0	62.0
11	東近江市	0.0	122.9	122.9	0.0	125.8	125.8	0.0	128.7	128.7	0.0	131.7	0.0	134.7	0.0	134.7
12	日野町	0.0	18.0	18.0	0.0	18.0	18.0	0.0	18.0	18.0	0.0	18.0	0.0	18.0	0.0	18.0
13	竜王町	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0
14	愛荘町	0.0	7.0	7.0	0.0	7.0	7.0	0.0	7.0	7.0	0.0	7.0	0.0	7.0	0.0	7.0
15	豊郷町	0.0	5.0	5.0	0.0	5.0	5.0	0.0	4.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0
16	甲良町	0.0	4.0	4.0	0.0	4.0	4.0	0.0	3.7	3.7	0.0	3.6	0.0	3.6	0.0	3.6
17	多賀町	0.0	4.5	4.5	0.0	4.4	4.4	0.0	4.3	4.3	0.0	4.3	0.0	4.3	0.0	4.3
18	湖北広域行政事務センター	0.0	121.8	121.8	0.0	121.2	121.2	0.0	120.5	120.5	0.0	119.8	0.0	119.1	0.0	119.1
*	長浜市	0.0	93.6	93.6	0.0	93.0	93.0	0.0	92.3	92.3	0.0	91.7	0.0	91.1	0.0	91.1
*	米原市	0.0	28.2	28.2	0.0	28.2	28.2	0.0	28.2	28.2	0.0	28.1	0.0	28.0	0.0	28.0
	合計	921.3	516.7	1,438.1	919.0	520.2	1,439.2	916.6	519.2	1,435.8	916.1	522.7	1,438.8	915.7	524.2	1,439.9

表6 その他紙製容器包装（規則第4条第4号） (単位 t)

	市町/組合名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
1	大津市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	彦根市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	近江八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	草津市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	守山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	栗東市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	甲賀市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	野洲市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	湖南市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	高島市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	東近江市	0.0	133.1	0.0	136.2	0.0	139.4	0.0	142.6	0.0	145.9
12	日野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	竜王町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	愛荘町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	豊郷町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	甲良町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	多賀町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	湖北広域行政事務センター	0.0	42.1	0.0	41.9	0.0	41.6	0.0	41.4	0.0	41.2
*	長浜市	0.0	30.1	0.0	29.9	0.0	29.7	0.0	29.5	0.0	29.3
*	米原市	0.0	12.0	0.0	12.0	0.0	12.0	0.0	11.9	0.0	11.9
	合計	0.0	175.2	0.0	178.1	0.0	181.0	0.0	184.0	0.0	187.1

表7 ペットボトル（規則第4条第5号）

(単位 t)

	市町/組合名	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		引分量	独自処理量	合計	引分量	独自処理量	合計	引分量	独自処理量	合計	引分量	独自処理量	合計	引分量	独自処理量	合計
1	大津市	395.8	311.0	706.8	393.6	309.3	702.9	392.4	308.3	700.8	391.2	307.4	698.6	391.1	307.3	698.3
2	彦根市	0.0	267.0	267.0	0.0	268.0	268.0	0.0	269.0	269.0	0.0	268.0	268.0	0.0	268.0	268.0
3	近江八幡市	144.4	0.0	144.4	143.8	0.0	143.8	143.2	0.0	143.2	142.6	0.0	142.6	142.0	0.0	142.0
4	草津市	290.0	0.0	290.0	290.0	0.0	290.0	291.0	0.0	291.0	291.0	0.0	291.0	292.0	0.0	292.0
5	守山市	0.0	197.0	197.0	0.0	196.0	196.0	0.0	195.0	195.0	0.0	193.0	193.0	0.0	192.0	192.0
6	栗東市	0.0	145.4	145.4	0.0	145.9	145.9	0.0	146.5	146.5	0.0	147.0	147.0	0.0	147.6	147.6
7	甲賀市	0.0	185.0	185.0	0.0	184.0	184.0	0.0	182.0	182.0	0.0	181.0	181.0	0.0	180.0	180.0
8	野洲市	155.0	0.0	155.0	158.0	0.0	158.0	160.0	0.0	160.0	160.0	0.0	160.0	165.0	0.0	165.0
9	湖南市	0.0	177.0	177.0	0.0	177.0	177.0	0.0	176.0	176.0	0.0	176.0	176.0	0.0	175.0	175.0
10	高島市	125.0	0.0	125.0	123.0	0.0	123.0	122.0	0.0	122.0	120.0	0.0	120.0	119.0	0.0	119.0
11	東近江市	0.0	249.1	249.1	0.0	255.0	255.0	0.0	260.9	260.9	0.0	266.9	266.9	0.0	273.1	273.1
12	日野町	0.0	51.0	51.0	0.0	51.0	51.0	0.0	51.0	51.0	0.0	51.0	51.0	0.0	51.0	51.0
13	竜王町	0.0	33.0	33.0	0.0	33.0	33.0	0.0	33.0	33.0	0.0	32.0	32.0	0.0	32.0	32.0
14	愛荘町	35.0	0.0	35.0	35.0	0.0	35.0	35.0	0.0	35.0	35.0	0.0	35.0	35.0	0.0	35.0
15	豊郷町	18.0	0.0	18.0	19.0	0.0	19.0	19.0	0.0	19.0	19.0	0.0	19.0	19.0	0.0	19.0
16	甲良町	7.0	0.0	7.0	7.0	0.0	7.0	7.0	0.0	7.0	7.0	0.0	7.0	7.0	0.0	7.0
17	多賀町	8.8	0.0	8.8	8.7	0.0	8.7	8.6	0.0	8.6	8.5	0.0	8.5	8.3	0.0	8.3
18	湖北広域行政事務センター	0.0	275.9	275.9	0.0	274.5	274.5	0.0	273.0	273.0	0.0	271.5	271.5	0.0	270.0	270.0
*	長浜市	0.0	199.8	199.8	0.0	198.4	198.4	0.0	197.1	197.1	0.0	195.8	195.8	0.0	194.5	194.5
*	米原市	0.0	76.2	76.2	0.0	76.1	76.1	0.0	76.0	76.0	0.0	75.7	75.7	0.0	75.5	75.5
	合計	1,179.0	1,891.4	3,070.4	1,178.1	1,893.7	3,071.9	1,178.2	1,894.7	3,073.0	1,174.3	1,893.8	3,068.1	1,178.4	1,895.9	3,074.3

表8 その他プラ製容器包装（規則第4条第6号）

（単位 t）

	市町/組合名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度						
		引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計			
1	大津市	1,501.9	0.0	1,501.9	1,493.7	0.0	1,493.7	1,489.1	0.0	1,489.1	1,484.5	0.0	1,484.5	1,484.0	0.0	1,484.0
2	彦根市	717.0	0.0	717.0	718.0	0.0	718.0	720.0	0.0	720.0	719.0	0.0	719.0	718.0	0.0	718.0
3	近江八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	草津市	979.0	0.0	979.0	981.0	0.0	981.0	982.0	0.0	982.0	984.0	0.0	984.0	985.0	0.0	985.0
5	守山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	栗東市	694.5	0.0	694.5	697.4	0.0	697.4	700.3	0.0	700.3	702.8	0.0	702.8	705.3	0.0	705.3
7	甲賀市	0.0	23.0	23.0	23.0	0.0	23.0	22.0	22.0	22.0	0.0	22.0	22.0	0.0	22.0	
8	野洲市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	湖南市	0.0	455.0	455.0	0.0	453.0	453.0	0.0	452.0	452.0	0.0	451.0	451.0	0.0	449.0	449.0
10	高島市	9.1	0.0	9.1	9.1	0.0	9.1	9.1	0.0	9.1	9.1	0.0	9.1	9.1	0.0	9.1
11	東近江市	11.4	6.0	17.4	11.7	6.1	17.8	11.9	6.3	18.2	12.2	6.4	18.6	12.5	6.6	19.0
12	日野町	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2
13	竜王町	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0
14	愛荘町	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0
15	豊郷町	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3
16	甲良町	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
17	多賀町	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
18	湖北広域行政事務センター	930.5	34.5	965.0	925.7	34.3	960.0	920.8	34.1	954.9	915.7	33.9	949.6	910.6	33.7	944.3
*	長浜市	663.8	26.9	690.7	659.3	26.7	686.0	654.8	26.5	681.3	650.5	26.4	676.9	646.3	26.2	672.5
*	米原市	266.7	7.6	274.3	266.4	7.6	274.0	266.0	7.6	273.6	265.2	7.5	272.7	264.3	7.5	271.8
	合計	4,845.1	519.5	5,364.5	4,838.2	517.4	5,355.6	4,834.9	515.4	5,350.2	4,828.9	514.3	5,343.3	4,826.1	512.3	5,338.4

表9 その他プラ製容器包装のうち白色トレイ

(単位 t)

	市町/組合名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
1	大津市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	彦根市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	近江八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	草津市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	守山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	栗東市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	甲賀市	0.0	23.0	0.0	23.0	0.0	22.0	0.0	22.0	0.0	22.0
8	野洲市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	湖南市	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1
10	高島市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	東近江市	11.4	6.0	11.7	6.1	11.9	6.3	12.2	6.4	12.5	6.6
12	日野町	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
13	竜王町	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
14	愛荘町	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0
15	豊郷町	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
16	甲良町	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
17	多賀町	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
18	湖北広域行政事 務センター	0.0	8.6	0.0	8.6	0.0	8.5	0.0	8.5	0.0	8.4
*	長浜市	0.0	6.7	0.0	6.7	0.0	6.6	0.0	6.6	0.0	6.5
*	米原市	0.0	1.9	0.0	1.9	0.0	1.9	0.0	1.9	0.0	1.9
	合計	13.1	39.7	13.4	39.8	13.6	38.9	13.9	39.0	14.2	39.1
			52.8		53.2		52.5		52.9		53.3

表10 スチール製容器（規則第3条）

	市町/組合名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	大津市	242.8	241.5	240.7	240.0	239.9
2	彦根市	121.0	122.0	122.0	122.0	122.0
3	近江八幡市	76.6	76.3	76.0	75.7	75.4
4	草津市	170.0	170.0	170.0	171.0	171.0
5	守山市	62.0	63.0	63.0	63.0	63.0
6	栗東市	89.9	90.3	90.6	91.0	91.4
7	甲賀市	87.0	86.0	86.0	85.0	84.0
8	野洲市	81.0	81.0	83.0	84.0	86.0
9	湖南市	52.0	52.0	51.0	51.0	51.0
10	高島市	39.0	38.0	38.0	38.0	37.0
11	東近江市	182.9	187.2	191.6	196.2	200.8
12	日野町	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
13	竜王町	8.0	8.0	8.0	8.0	7.0
14	愛荘町	26.0	26.0	25.0	25.0	24.0
15	豊郷町	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
16	甲良町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
17	多賀町	4.2	4.1	4.1	4.0	4.0
18	湖北広域行政事務センター	158.6	157.8	156.9	156.0	155.1
*	長浜市	118.4	117.6	116.8	116.1	115.3
*	米原市	40.2	40.1	40.1	40.0	39.8
	合計	1,435.0	1,437.2	1,440.0	1,443.9	1,445.6

(単位 t)

表11 アルミ製容器（規則第3条）

（単位 t）

市町/組合名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1 大津市	267.4	265.9	265.1	264.3	264.2
2 彦根市	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
3 近江八幡市	68.0	67.7	67.4	67.1	66.8
4 草津市	73.0	73.0	73.0	73.0	74.0
5 守山市	100.0	101.0	101.0	101.0	102.0
6 栗東市	78.5	78.7	79.1	79.3	79.7
7 甲賀市	78.0	78.0	77.0	77.0	76.0
8 野洲市	29.0	30.0	30.0	31.0	31.0
9 湖南市	33.0	33.0	33.0	32.0	32.0
10 高島市	39.0	38.0	38.0	38.0	38.0
11 東近江市	83.0	84.9	86.8	88.8	90.8
12 日野町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
13 竜王町	17.0	17.0	17.0	17.0	16.0
14 愛荘町	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
15 豊郷町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
16 甲良町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
17 多賀町	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
18 湖北広域行政事務センター	60.4	60.0	59.7	59.4	59.0
* 長浜市	45.6	45.3	44.9	44.7	44.4
* 米原市	14.8	14.8	14.7	14.7	14.7
合計	1,040.2	1,041.1	1,041.0	1,041.8	1,043.4

表12 段ボール (規則第3条)

(単位 t)

	市町/組合名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	大津市	2,520.8	2,507.0	2,499.3	2,491.6	2,490.7
2	彦根市	545.0	546.0	547.0	547.0	546.0
3	近江八幡市	587.6	585.3	583.0	580.7	578.4
4	草津市	449.0	450.0	451.0	451.0	452.0
5	守山市	655.0	658.0	661.0	663.0	665.0
6	栗東市	545.5	547.7	550.1	552.1	554.0
7	甲賀市	424.0	421.0	418.0	415.0	412.0
8	野洲市	160.0	164.0	168.0	172.0	177.0
9	湖南市	96.0	96.0	96.0	95.0	95.0
10	高島市	162.0	160.0	158.0	156.0	154.0
11	東近江市	939.9	962.2	984.3	1,007.0	1,030.1
12	日野町	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0
13	竜王町	43.0	42.0	42.0	42.0	41.0
14	愛荘町	19.0	19.0	18.0	18.0	18.0
15	豊郷町	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
16	甲良町	19.6	19.0	18.6	18.2	17.8
17	多賀町	—	—	—	—	—
18	湖北広域行政事務センター	829.6	825.2	820.8	816.2	811.6
*	長浜市	601.8	597.7	593.7	589.8	585.9
*	米原市	227.7	227.4	227.1	226.4	225.7
	合計	8,057.0	8,063.4	8,076.1	8,085.7	8,103.6

表13 紙パック（規則第3条）

	市町/組合名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	大津市	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
2	彦根市	6.0	6.0	6.0	6.0	5.0
3	近江八幡市	17.8	17.7	17.6	17.5	17.4
4	草津市	—	—	—	—	—
5	守山市	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
6	栗東市	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
7	甲賀市	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
8	野洲市	—	—	—	—	—
9	湖南市	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
10	高島市	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4
11	東近江市	28.9	29.6	30.2	30.9	31.6
12	日野町	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
13	竜王町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
14	愛荘町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
15	豊郷町	—	—	—	—	—
16	甲良町	—	—	—	—	—
17	多賀町	0.9	0.8	0.9	0.9	0.8
18	湖北広域行政事務センター	48.3	48.1	47.8	47.5	47.3
*	長浜市	35.4	35.2	34.9	34.7	34.5
*	米原市	12.9	12.9	12.9	12.9	12.8
	合計	137.1	137.3	137.7	137.9	137.2

(単位 t)